○一般財団法人長崎県教職員互助組合定款

制定 平成25年2月18日議決 (平成25年4月1日施行)

第1章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人長崎県教職員互助組合と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、組合員に対する福利厚生事業を実施することにより、組合員及びその親族の生活の安定と福祉の増進を図り、もって長崎県における教育の振興発展に寄与することを目的とする。なお、組合員とは第44条に規定する者をいう。

(事業)

- **第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)組合員に対する共済(事業の一部についてはその親族を対象とするものを含む。)・貸付 事業等の福利厚生に関する事業
 - (2) 長崎県の教育文化の振興に関する事業
 - (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

- 第5条 この法人の資産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で定め たものとする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、 理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変 更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- **第8条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員 会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を 受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる 事務所に備え置くものとする。

第4章 機関

(機関の設置)

- 第9条 この法人に、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。
- 2 この法人と評議員、理事及び監事との関係は、委任に関する規定に従う。
- 3 この法人の評議員、理事及び監事は、相互にその職を兼ねることができない。又、評議員 及び監事は、使用人を兼ねることができない。

第5章 評議員

(評議員の設置)

- 第10条 この法人に組合員から選任される評議員10名以上15名以内を置くものとする。 (評議員の選任)
- 第11条 評議員の選任は、この定款及び法令に基づき、評議員会の決議により行う。 (評議員の解任)
- **第12条** 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(任期)

- **第13条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員 の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

(職務遂行費用)

第15条 評議員に対して、その職務遂行のために要する費用を支給することができる。この場合の支給の基準については、理事会において別に定める。

第6章 評議員会

(構 成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催するほか、 必要がある場合に開催する。

(招集)

- **第19条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が評議員会を招集する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会 の招集を請求することができる。

(招集の決定)

- **第20条** 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。
 - (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、法令で定める事項
- 2 評議員会を招集するには、理事長は評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書 面でその通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、会議の都度、評議員の互選により選出する。

(決 議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に、定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議及び報告の省略)

- **第23条** 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- **第24条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 評議員会で選出された議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 役員

(役員)

- **第25条** この法人の役員は、次のとおりとする。
- (1) 理事7名以上10名以内
- (2) 監事4名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を専務理事、4名以内を常務理事と する。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、専務理事及び常務理事のうち理事会で指名された者をもって同法第 91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- **第26条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族である理事の合計数が、

理事の総数の3分の1を超えることはできない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- **第27条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行 し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行 する。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは業務執行理事がその業務を代行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、業務執行理事を除く常務理事は、専務理事を補佐する。
- 5 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産 の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- **第29条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- **第30条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(責任の免除又は限定)

- 第31条 この法人は、理事、監事の法人法第198条において準用する第111条第1項 の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償 責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、第44条に定める組合員以外の監事(以下「外部監事」という。)との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額と

する。

(報酬等)

- **第32条** 理事及び監事は、無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、外部監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、監事の協議によって定める額を報酬等として支給することができる。

(職務遂行費用)

第33条 理事及び監事に対して、その職務遂行のために要する費用を支給することができる。この場合の支給の基準については、理事会において別に定める。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 規則等の制定、変更及び廃止に関する事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第198条において準用 する第111条第1項の責任の免除

(開催)

第36条 理事会は、定時理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- **第37条** 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を 請求することができる。

- 4 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経る ことなく理事会を開催することができる。

(監事の理事会への出席義務等)

- **第38条** 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、法人法第100条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長 に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長とする。 ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半 数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議及び報告の省略)

- **第41条** 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき 理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記 録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、 当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、 当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第27条第4項に規定する報告には適用しない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 委員会

(委員会の設置)

- **第43条** この法人には、事業を推進するため理事会の決議により必要な委員会を設置することができる。
- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 組合員及び事務局

(組合員)

- 第44条 この法人に組合員を置く。
- 2 組合員は、この法人の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。
- 3 組合員の資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 第1号組合員 公立学校共済組合長崎支部(以下「共済組合」という。) に加入する常勤の組 合員である教職員

ただし、臨時的任用の教職員を除く

- (2) 第2号組合員 この法人の常勤の役職員
- (3) 第3号組合員 その他、前各号に準ずるものとして評議員会において承認された者
- (4) 第4号組合員 前各号の退職者(退職互助部加入者)
- (5) 第5号組合員 共済組合に加入する臨時的任用及び非常勤の組合員である教職員 (掛金)
- **第45条** 組合員が納入する掛金の額は、評議員会において別に定める。 (事務局)
- 第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第11条及び第12条についても適用する。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配禁止)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 法令遵守

(法令遵守)

第52条 この定款に規定のない事項は、法人法、認定法及び一般社団法人及び一般財団法 人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係 法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)、その他の法令の規定に従う。

第14章 補則

(細 則)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の 決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項 に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例 民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第6条の規定に かかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開 始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、渡邊 敏則とし、最初の業務執行理事は、吉田 勝久、馬場 填一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

岩永 正弘

富岡 明日香

山坂 幸三

手島 文

上原 貴之

鹿垣 亨

岩﨑 浩人

深松 博文

久米 英彦

富永 浩嗣

坂本 康英

河田 重吉

長森 壽夫

田中 一成

附則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

この定款は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この定款は、令和 6年 4月 1日から施行する。